

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 56 回）
2. 日 時	平成 25 年 2 月 15 日（金）14:00～15:00
3. 議 案	1. 増資公表前における大幅な株価下落が認められる場合又は情報漏えい若しくはインサイダー取引が判明した場合の具体的な対応について 2. その他
4. 主な内容	1. 増資公表前に情報漏えいが疑われる場合の対応について 増資インサイダー問題への対応として、公募増資の公表前に株価が大幅に下落し、情報漏えいが疑われる場面において引受証券会社が取るべき対応について、事務局より、1 月 23 日に開催された第 55 回ワーキング・グループ終了後に寄せられた参加各社からの意見を集約した資料についての紹介がなされた。 加えて、事務局より、「有価証券の引受け等に関する規則」の規則改正案と、その概要についての説明が行われ、大要以下のとおり意見交換がなされた。 【主な意見】 ・ メールの誤送信により情報が漏えいした場合の対応について。 →情報漏えいが判明した場合、過失であったとしても、その内容を発行体に報告したうえで、発行体による続行するか否かの判断に委ねることになる。 ・ 対応要綱では公募増資への対応が想定されているが、当該規則改正案では CB の募集も対象に含まれるか。 →CB の募集はインサイダー取引規制の対象となる重要事実の項目にも含まれており、当該規則改正案においても対象となる。 ・ 新株予約権の無償割当ても規則改正案の対象に含まれるか。 →新株予約権は「株券等」の定義に含まれており、ライツ・オフアリングについては金商法第 166 条第 2 項第 1 号ホとして重要事実に含まれているため、当該規則改正案においても対象となる。 ・ 規則改正案第 34 条の 2 第 1 項における「所定の手続」とは何を指すのか。 →各証券会社内の法人関係情報の伝達に係る手続を指している。 ・ 規則改正案第 34 条の 2 第 1 項の「ただし書き」について、主幹事会員からの情報漏えいを知りながら、発行体が引受けの続行の判断を下すという建付けになってしまっており、発行体のレピュテーションに関わる恐れがあるので、「協議を行う」等に表現を和らげてみてはどうか。 →「協議」とすると主幹事会員と発行体が意見交換することになるが、情報漏えいした主幹事会員側が続行するか否かについて意見するという建付けはおかしいと考えた。そのため、証券会社は情報漏えいの事実を伝え、資金調達を続行かどうかの判断は発行体に委ねることを明確に規定した。 ・ 規則改正案第 34 条の 2 第 1 項について、「所定の手続に則る場合を除く」を「所定の手続きに則った伝達を除く」とするのが適切ではないか。 →今後検討する。ただ、「漏えい」については、法令用語における、秘密を明らかにするものは全て「漏えい」とであるという理解のもとで当該表現としている。 ・ 規則改正案第 34 条の 2 第 1 項の「ただし書き」のもとでは、発行体から要請した場合は、そのまま引受けを続行できる一方、第 2 項第 1 号では、第 34 条第 1 項の取引又は第 34 条の 2 第 1 項に規定する漏えいにより当該重要事実を知った者による取引を規則の適用対象から除くため、主幹事会員の役職員が

	ら公募増資の公表前に当該募集に関する重要事実が漏えいし、インサイダー取引が行われた場合であっても、協議の対象にならない場合が出てきてしまうのではないか。 →第1項の「ただし書き」における発行体への報告の際に、実質的には主幹事会員と発行体との意見交換も行われるのではないかと想定している。この場面について第2項の適用対象とすると、同じような行為を2箇所で求めることになり、その必要はないと考え、第2項第1号は第1項の結果として引受けを続行するか否かに関わらず、適用対象から除くこととした。 ・ 規則改正案上の表現について、取引については「確認」、情報漏えいについては「判明」といったように表現を統一してはどうか。 →今後検討する。 ・ 規則改正案における規定の適用対象にシ団も含めるべきか。 →含めるべきである。 ・ 規則改正案第34条の2第2項における「日程等」の「等」は具体的には何を指しているのか（日程以外に協議するものがないと考えている）。 ・ 売出しは規則改正案第34条の2の対象に含めるべきか。 →第34条では含んでいるのに対し、第34条の2で含まないことについて、一般的には理由を付けづらいのではないか。 →売出しを含めることには賛成だが、「ただし書き」において、主幹事会員に対して誰が要請を出すことになるのかは考慮する必要がある。 ・ 今後、22日（金）まで当該規則改正案に対する意見を募集し、寄せられた意見を踏まえた上で、当局との調整を行いながら進めていくことになる。 具体的には、規則改正案について、3月の半ばに開催するエクイティ分科会での審議を経て、パブリック・コメントを2週間程度募集し、4月のエクイティ分科会及び自主規制会議における審議を経て仕上がる見通しである。なお、規則については然るべき時期に施行する。 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）